

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,784,059,697
計	1,784,059,697

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	938,733,028	938,733,028	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株である。
計	938,733,028	938,733,028	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はない

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株） (注)	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日	△7,604,800	938,733,028	—	489,320	—	67,031

(注) 会社法第178条の規定に基づく、自己株式の消却による減少である。

(6)【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	11	102	57	1,340	543	59	258,337	260,449	—
所有株式数（単元）	1,213,525	2,520,306	56,937	428,096	2,029,165	317	3,101,710	9,350,056	3,727,428
所有株式数の割合（％）	12.98	26.95	0.61	4.58	21.70	0.00	33.17	100.00	—

(注) 1 自己株式44,964,888株は「個人その他」欄に449,648単元、「単元未満株式の状況」欄に88株含めて記載している。

なお、自己株式44,964,888株は、実質的に当社が所有していない名義書換失念株式（441株）を含む株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な自己株式の数は44,964,447株である。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ144単元及び50株含まれている。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	83,748	8.92
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	34,328	3.66
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	27,351	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	24,029	2.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	23,505	2.50
関西電力持株会	大阪市北区中之島3丁目6番16号	20,867	2.22
株式会社みずほ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	17,378	1.85
高知信用金庫	高知市はりまや町2丁目4番4号	15,895	1.69
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	11,128	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,151	1.08
計	—	268,379	28.59

(注) 当社の自己株式44,964,547株は、上記の表から除いている。なお、当該株式数は株主名簿記載上の数であり期末日現在の実質的な自己株式の数は44,964,447株である。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 44,964,400	—	単元株式数100株
	（相互保有株式） 普通株式 785,600	—	同上
完全議決権株式（その他）	普通株式 889,255,600	8,892,556	同上
単元未満株式	普通株式 3,727,428	—	1 単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	938,733,028	—	—
総株主の議決権	—	8,892,556	—

- (注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,400株含まれている。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数144個が含まれている。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の50株及び自己株式88株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 関西電力株式会社	大阪市北区中之島 3丁目6番16号	44,964,400	—	44,964,400	4.79
（相互保有株式） 株式会社きんでん	大阪市北区本庄東 2丁目3番41号	785,600	—	785,600	0.08
計	—	45,750,000	—	45,750,000	4.87

- (注) このほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的には所有していない株式が400株ある。なお、当該株式は「① 発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に含まれている。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はない

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はない

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	38,814	40,748,502
当期間における取得自己株式	6,648	8,057,214

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求)	1,412	3,022,377	133	284,601
保有自己株式数	44,964,447	—	44,970,962	—

(注) 1 当期間におけるその他（単元未満株式の買増請求）には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式数は含めていない。

2 当期間における保有自己株式数には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り・買増しによる株式数は含めていない。

3 【配当政策】

当社は、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分するため、安定的な配当の維持を株主還元の基本方針としている。

しかしながら、原子力プラントの早期再稼動に全力を尽くすとともに、徹底した経営効率化を推進したが、平成26年度も大幅な赤字決算となり、極めて厳しい収支状況が続いており、また、先行きについても、経営環境は依然として不透明である。このような状況の中、財務体質の健全性の確保に取り組むことが優先課題と考え、誠に遺憾ながら、当期は無配としている。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である。

また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

4 【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第87期	第88期	第89期	第90期	第91期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高（円）	2,203	1,881	1,383	1,527	1,312.50
最低（円）	1,670	1,087	482	844	855

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（第一部）におけるものである。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月
最高（円）	1,096.00	1,257.00	1,312.50	1,168.50	1,108.50	1,181.00
最低（円）	883.00	1,101.00	1,130.50	1,048.50	1,041.50	1,032.00

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（第一部）におけるものである。

5 【役員の状況】

男性22名 女性1名 (役員のうち女性の比率4.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長	代表取締役	森 詳 介	昭和15年8月6日生	昭和38年4月 平成9年5月 " 9年6月 " 11年6月 " 13年6月 " 17年6月 " 22年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人経営改革推進室長、企画室長 同社取締役電力システム室長 同社常務取締役 同社取締役副社長 同社取締役社長 同社取締役会長（現在）	(注) 4	56,739
取締役社長	代表取締役	八 木 誠	昭和24年10月13日生	昭和47年4月 平成15年6月 " 17年6月 " 18年6月 " 21年6月 " 22年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人電力システム事業本部副事業本部長 同社取締役電力システム事業本部副事業本部長 同社常務取締役 同社取締役副社長 同社取締役社長（現在）	(注) 4	30,900
取締役 副社長執行役員	代表取締役 グループ経営推進本部長	生 駒 昌 夫	昭和27年9月9日生	昭和52年4月 平成15年6月 " 19年6月 " 23年6月 " 25年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人企画室国際担当 同社常務取締役 同社取締役副社長 同社取締役副社長執行役員（現在）	(注) 4	29,312
取締役 副社長執行役員	代表取締役 原子力事業本部長	豊 松 秀 己	昭和28年12月28日生	昭和53年4月 平成17年7月 " 18年6月 " 21年6月 " 23年6月 " 25年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人原子力事業本部副事業本部長、原子燃料サイクル室長 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、原子燃料サイクル室長 同社常務取締役 同社取締役副社長 同社取締役副社長執行役員（現在）	(注) 4	20,600
取締役 副社長執行役員	代表取締役 お客さま本部長 地域エネルギー本部長 再生可能エネルギー事業戦略室担当	香 川 次 朗	昭和28年1月3日生	昭和51年4月 平成16年6月 " 18年6月 " 19年6月 " 21年6月 " 23年6月 " 25年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人人材活性化室長 同社執行役員人材活性化室長 同社執行役員お客さま本部副本部長、リビング営業部門統括 同社常務取締役 同社取締役副社長 同社取締役副社長執行役員（現在）	(注) 4	19,500
取締役 副社長執行役員	代表取締役 総合企画本部長 立地室担当	岩 根 茂 樹	昭和28年5月27日生	昭和51年4月 平成17年4月 " 19年6月 " 22年6月 " 24年4月 " 25年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人原子力保全改革推進室長 同社執行役員企画室長 同社常務取締役 同社取締役副社長 同社取締役副社長執行役員（現在）	(注) 4	18,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役 常務執行役員	電力流通事業本部長 経営改革・IT本部長 行為規制担当	土 井 義 宏	昭和29年10月25日生	昭和54年4月 平成17年6月 " 18年6月 " 19年6月 " 21年6月 " 25年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人と歌山支店長 同社執行役員と歌山支店長 同社執行役員電力流通事業本部副 事業本部長、ネットワーク技術部 門統括 同社常務取締役 同社取締役常務執行役員（現在）	(注) 4	15,180
取締役 常務執行役員	火力事業本部長 環境室担当	岩 谷 全 啓	昭和27年11月7日生	昭和52年4月 平成17年6月 " 18年6月 " 22年6月 " 25年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人火力センター所長 同社執行役員原子力事業本部副事 業本部長、火力事業本部副事業本 部長 同社常務取締役 同社取締役常務執行役員（現在）	(注) 4	9,600
取締役 常務執行役員	広報室担当 秘書室担当	八 嶋 康 博	昭和28年9月21日生	昭和52年4月 平成18年6月 " 20年6月 " 21年6月 " 23年6月 " 25年6月	関西電力株式会社入社 同社燃料室長 同社執行役員燃料室長 同社執行役員地域共生・広報室長 同社常務取締役 同社取締役常務執行役員（現在）	(注) 4	20,200
取締役 常務執行役員	調達本部長 原子燃料サイク ル室担当（サイ クル事業） 経理室担当	杉 本 康	昭和30年4月23日生	昭和53年4月 平成18年6月 " 19年6月 " 22年6月 " 26年6月	関西電力株式会社入社 同社経理部長、企画室IR推進プ ロジェクトチームチーフマネジャ ー 同社執行役員東京支社長 同社執行役員経理室長 同社取締役常務執行役員（現在）	(注) 4	17,400
取締役 常務執行役員	総務室担当 経営監査室担当	勝 田 達 規	昭和28年1月8日生	昭和52年4月 平成17年6月 " 18年6月 " 21年6月 " 23年6月 " 25年6月 " 27年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人グループ経営推進本部 副本部長（生活アメニティ担当） 同社執行役員京都支店長 同社執行役員総務室長 同社常務執行役員総務室長 同社常務執行役員総務室担当、経 営監査室担当 同社取締役常務執行役員（現在）	(注) 4	8,710
取締役 常務執行役員	国際事業本部長	湯 川 英 彦	昭和30年3月25日生	昭和55年4月 平成19年6月 " 22年6月 " 23年6月 " 23年8月 " 25年6月 " 27年6月	関西電力株式会社入社 同社企画室国際担当室長 同社執行役員企画室国際担当室長 同社執行役員国際室長 ケービック・ネザーランド取締役 関西電力株式会社常務執行役員国 際室担当 同社取締役常務執行役員（現在）	(注) 4	14,500
取締役		白 井 良 平	昭和28年8月5日生	昭和51年4月 平成19年6月 " 21年6月 " 22年6月 " 25年6月 " 25年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人原子力保全改革推進室 長 同社執行役員企画室CSR・品質 管理担当室長、原子力保全改革推 進室長 同社常務取締役 同社取締役（現在） 株式会社関電エネルギーソリュー ション取締役社長（現在）	(注) 4	25,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役		井 上 礼 之	昭和10年3月17日生	平成6年6月 〃 7年5月 〃 8年6月 〃 14年6月 〃 15年6月 〃 26年6月	ダイキン工業株式会社取締役社長 同社取締役会長兼社長 同社取締役社長 同社取締役会長兼CEO 関西電力株式会社社外取締役（現在） ダイキン工業株式会社取締役会長 兼グローバルグループ代表執行役員（現在）	(注) 4	1,000
取締役		沖 原 隆 宗	昭和26年7月11日生	平成20年4月 〃 22年6月 〃 26年5月 〃 26年6月	株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副会長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会長 （平成26年6月 退任） 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問（現在） 関西電力株式会社社外取締役（現在）	(注) 4	—
取締役		小 林 哲 也	昭和18年11月27日生	平成19年6月 〃 27年4月 〃 27年4月 〃 27年6月	近畿日本鉄道株式会社取締役社長 近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長（現在） 近畿日本鉄道株式会社取締役会長（現在） 関西電力株式会社社外取締役（現在）	(注) 4	—
常任監査役	常勤	神 野 榮	昭和22年6月18日生	昭和46年4月 平成13年6月 〃 15年6月 〃 19年6月 〃 23年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人グループ経営推進室長 同社常務取締役 同社取締役副社長 同社常任監査役（現在）	(注) 5	41,100
常任監査役	常勤	田 村 康 生	昭和25年12月1日生	昭和50年4月 平成17年6月 〃 18年6月 〃 22年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人経理室長 同社執行役員経理室長 同社常任監査役（現在）	(注) 5	16,100
常任監査役	常勤	泉 正 博	昭和28年8月27日生	昭和51年4月 平成20年6月 〃 22年6月 〃 23年6月	関西電力株式会社入社 同社環境室長 同社執行役員環境室長 同社常任監査役（現在）	(注) 5	14,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		土 肥 孝 治	昭和8年7月12日生	平成8年1月 " 10年7月 " 15年6月	検事総長 (平成10年6月 退官) 弁護士登録 (現在) 関西電力株式会社社外監査役 (現在)	(注) 5	—
監査役		森 下 洋 一	昭和9年6月23日生	平成5年2月 " 12年6月 " 15年6月 " 18年6月 " 20年10月 " 24年6月	松下電器産業株式会社取締役社長 同社取締役会長 関西電力株式会社社外監査役 (現在) 松下電器産業株式会社相談役 パナソニック株式会社相談役 (社名変更) 同社特別顧問 (現在)	(注) 5	—
監査役		榎 村 久 子	昭和22年8月27日生	平成5年4月 " 8年4月 " 10年4月 " 12年4月 " 16年4月 " 23年6月 " 25年4月	奈良文化女子短期大学教授 奈良県立商科大学教授 奈良県立商科大学教授、同大学附属図書館長 京都女子大学教授 京都女子大学教授、同大学院教授 関西電力株式会社社外監査役 (現在) 京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員 (現在)	(注) 5	—
監査役		十 市 勉	昭和20年12月26日生	平成13年6月 " 18年6月 " 23年6月 " 24年4月 " 25年6月 " 27年6月	財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事・首席研究員 同研究所専務理事・首席研究員 同研究所顧問 一般財団法人日本エネルギー経済研究所顧問 同研究所研究顧問 (現在) 関西電力株式会社社外監査役 (現在)	(注) 5	—
計		23名					359, 041

- (注) 1 取締役井上礼之、取締役沖原隆宗および取締役小林哲也の各氏は、社外取締役である。
- 2 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役榎村久子および監査役十市勉の各氏は、社外監査役である。
- 3 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ている。
- 4 取締役の任期は、平成27年6月25日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- 5 監査役の任期は、平成27年6月25日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上重要な取組みと位置づけ、その実現に努めている。

また、この目指すべき企業像を実現するための大きな柱として、企業の社会的責任（＝CSR）を積極的に果たしていくことを宣言した。CSRの確実な実践のために、「関西電力グループCSR行動憲章」（平成16年3月）を策定し、CSR推進の取組みに対する姿勢を表明するとともに、個人レベルでの具体的な行動規範として「関西電力グループCSR行動規範」（平成17年5月）を策定している。関西電力グループが、持続的に成長を遂げていくための基盤は、社会のみならずまかへ頂戴する信頼であるという考えに基づき、今後もCSRを確実に実践し、社会の一員としての責務を確実に果たしていく。

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役の職務執行を監督している。また、取締役の職務執行が適法、適正かつ妥当であることを継続的かつ効果的に監査するため、監査役制度を採用している。

[illegible]

また、経営の執行機能と監督機能を分離し、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制を導入している。

監査役については、現在、7名の体制としており、常任監査役3名および、より独立した立場での監査を実施する観点から、過半数の4名を社外監査役（うち女性1名）としている。また、常任監査役には当社経理部門の主要職位歴任者を含めており、財務および会計に関する知見を有する監査役を確保している。さらに、監査役および監査役会の職務を補助する専任組織として監査役室（13名）を設置するなど、監査機能の充実に努めている。監査役

室については、その独立性を担保するために監査役直轄とし、当社グループの業務執行に係るいかなる職務の兼務も行っていない。

監査役は、取締役会に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っている。また、常任監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、日常的に監査しており、監査役会にて、社外監査役に定期的に報告している。また、監査役は代表取締役等との間で定期的に会合を開催し、意見交換を実施している。

社外取締役および社外監査役は、いずれも独立性を確保しており、取締役会等を通じて、内部監査、監査役監査および会計監査等が適正に行われていることをはじめ、取締役の職務の執行を監視・検証することにより、当社の経営や職務執行全般に対するコーポレート・ガバナンスの強化を図っている。なお、社外取締役および社外監査役は、当社との間に特別の利害関係はなく、また、当社は社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準又は方針は定めていないが、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしている。また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結している。

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを選任している。当社の独立した第三者としての会計監査業務を執行した公認会計士は、脇田一郎氏、渡邊明久氏、関口浩一氏であり、継続監査年数はいずれも7年以内である。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士補等13名である。

上記に加え、当社は、経営全般にわたる重要な業務に関する方針、実施計画等について、執行の適正化と円滑化を図るため、「計画調整」、「審査」、「審議」の3つの機能を中心とした各種委員会組織を設置し、常務会の意思決定や各部門の業務執行を支援している。各種委員会組織は各目的に関連する業務を担当する役付執行役員を主として構成し、定期的に開催もしくは必要に応じ適宜開催している。また、主として執行役員を各種委員会組織の事務を担当する幹事としてそれぞれ設置している。

なお、中立性・公平性確保が必要な送配電部門の業務執行については、小売・発電部門を除く役員で構成する「電力流通経営会議」を設けている。

CSRについては、当社グループとしての基本的な考え方を「関西電力グループCSR行動憲章」で、個人レベルでの行動規範を「関西電力グループCSR行動規範」で、それぞれ定めるとともに、CSR推進に関する総合的方策の策定を行う「CSR推進会議」を設置するなど、CSRの推進に努めている。また、「CSR推進会議」の下部組織として法令遵守（コンプライアンス）の徹底の観点から社外弁護士が委員として参加する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、グループ全体の事業に関するコンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、「コンプライアンス相談窓口」を社内外に設置するなど、コンプライアンスの推進にも努めている。

事業活動に伴うリスクについては、「関西電力グループリスク管理規程」に基づき、各業務執行部門が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、各業務執行部門に対して、助言・指導を行うことでリスク管理の強化を図っている。さらに、リスクを統括的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理委員会」の委員長を「リスク管理統括責任者」とする体制のもと、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努めている。

原子力安全については、「原子力発電の安全性向上への決意」を社達として制定し、これに基づき、全社を挙げた取組みを推進している。この取組みを確実に実施するため、美浜発電所3号機事故を契機に設置した、全ての部門の役員等で構成する「原子力安全推進委員会」（平成24年6月、「原子力保全改革委員会」から名称変更）において、広い視野から確認、議論を行っている。また、社外委員を主体とした「原子力安全検証委員会」（平成24年6月、「原子力保全改革検証委員会」から名称変更）においても、独立的な立場から助言等をいただき、安全性向上の取組みに反映している。なお、これらの状況については、ホームページ等を通じて広くお知らせし、透明性の確保に努めている。

内部監査については、安全・品質に関する経営的諸問題を幅広く共有・審議するとともに、社外の見識や情報を取り入れ、公正かつ専門的な立場から、グループ全体の内部監査の適正を確保するため、「経営監査委員会」を設置している。また、内部監査の専任組織として、経営監査室（38名）を設置しており、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するとともに、内部監査計画について常務会に付議し、結果については常務会および取締役会に報告を行っている。また、各職場は、監査結果を踏まえ、必要な改善活動を行うなど、適正な業務運営の確保に努めている。

なお、内部監査部門（経営監査室）、監査役および会計監査人は、適宜、連携して監査を実施することおよび監査計画や監査結果の意見交換等を通じて互いに緊密な連携を保っている。

子会社に対しては、「関西電力グループ経営ビジョン」や「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、企業集団の業務の適正を確保している。また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与するとともに、経営状況の定期的な把握を行うことにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努めている。

また、当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議（平成18年4月26日決議、平成25年6月26日改定、平成27年4月30日改定）

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会及び各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会及び会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、

それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」及び「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取り締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

取締役会の監督機能及び監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役を、それぞれ複数名置く。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会などの会議体における議事録及び業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在及び指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な業務の執行に関する事項について、役付取締役及び役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」及び「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSR及びコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(1) 取締役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(2) 取締役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制及びリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、又はこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(3) 取締役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在及び指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(4) 取締役は、子会社に対して「関西電力グループ経営ビジョン」及び「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSR及びコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させることにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役及び使用人から、コンプライアンス上疑義のある行為等について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役及び使用人に対して確保させる。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役及び監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役及び監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査役の指示に従うとともに、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わ

ない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

9. 監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又は子会社のこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に基づき、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

10. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査役に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

11. 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、社内規程に基づき、監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理等については、これを措置する。

12. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

13. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

③取締役の定員

当社の取締役は、20名以内とする旨定款に定めている。

④取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めている。

⑤取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものである。

ロ. 取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものである。

ハ. 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を行うことができる旨定款に定めている。これは、株主への配当の機会を確保することを目的とするものである。

⑥株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

⑦役員報酬の内容等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	268	268	—	15
監査役 (社外監査役を除く。)	61	61	—	3
社外役員	54	54	—	8

(注) 上記には第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名に対する報酬額を含めている。

ロ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めていないが、取締役の報酬は、職務執行の対価である月例の基本報酬および当事業年度の業績や配当状況などを総合勘案して決定する賞与で構成し、基本報酬については、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを総合勘案し、株主総会の決議に基づき月額75百万円以内で、賞与については業績等を勘案し、支給の都度、株主総会において総額を決議したうえで、それぞれ取締役会において各取締役の地位等に応じて支給額を決定している。

監査役の報酬は、取締役の職務執行を監査する立場にあることを勘案し、独立性を高める観点から、月例の基本報酬のみで構成しており、株主総会の決議に基づき月額18百万円以内で、監査役の協議により支給額を決定している。

なお、当社は、職務と報酬の関係をより明確化するため、平成18年の定時株主総会をもって退任慰労金を廃止している。

⑧株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 173銘柄

貸借対照表計上額の合計額 112,022百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
㈱三井住友フィナンシャルグループ	2,802,607	12,356	安定的な資金調達に資するため。
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,514,800	7,095	安定的な資金調達に資するため。
大阪瓦斯㈱	15,476,614	6,051	地域社会の発展・繁栄に資するため。
ダイキン工業㈱	1,000,000	5,782	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱みずほフィナンシャルグループ	28,184,074	5,749	安定的な資金調達に資するため。
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	11,849,849	5,522	安定的な資金調達に資するため。
KDDI㈱	888,000	5,306	地域社会の発展・繁栄に資するため。
コスモ石油㈱	18,600,000	3,478	安定的な燃料調達に資するため。
住友不動産㈱	851,000	3,439	地域社会の発展・繁栄に資するため。
ダイビル㈱	2,953,628	3,248	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱ダイヘン	7,304,528	3,002	安定的な資材調達に資するため。
日新電機㈱	4,565,000	2,428	安定的な資材調達に資するため。
阪急阪神ホールディングス㈱	3,432,054	1,928	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱NTTドコモ	1,029,300	1,675	地域社会の発展・繁栄に資するため。
東洋テック㈱	1,535,900	1,471	地域社会の発展・繁栄に資するため。
大和ハウス工業㈱	692,000	1,211	地域社会の発展・繁栄に資するため。
岩谷産業㈱	1,795,000	1,209	地域社会の発展・繁栄に資するため。
イオン㈱	1,000,000	1,163	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱りそなホールディングス	2,057,600	1,026	安定的な資金調達に資するため。
サンヨーホームズ㈱	1,530,000	959	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱神戸製鋼所	6,967,000	954	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱日本製鋼所	2,006,000	928	安定的な資材調達に資するため。
㈱南都銀行	2,052,855	798	安定的な資金調達に資するため。
積水ハウス㈱	609,000	780	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱T&Dホールディングス	625,600	767	安定的な資金調達に資するため。
㈱京都銀行	754,000	642	安定的な資金調達に資するため。
東海旅客鉄道㈱	50,000	603	地域社会の発展・繁栄に資するため。
大崎電気工業㈱	1,000,000	597	安定的な資材調達に資するため。
西日本旅客鉄道㈱	120,000	505	地域社会の発展・繁栄に資するため。
ANAホールディングス㈱	2,165,163	482	地域社会の発展・繁栄に資するため。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
㈱三井住友フィナンシャルグループ	2,802,607	12,896	安定的な資金調達に資するため。
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,514,800	9,307	安定的な資金調達に資するため。
ダイキン工業㈱	1,000,000	8,046	地域社会の発展・繁栄に資するため。
大阪瓦斯㈱	15,476,614	7,780	地域社会の発展・繁栄に資するため。
KDDI㈱	888,000	7,247	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱みずほフィナンシャルグループ	28,184,074	5,949	安定的な資金調達に資するため。
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	11,849,849	5,871	安定的な資金調達に資するため。
㈱ダイヘン	7,304,528	4,316	安定的な資材調達に資するため。
住友不動産㈱	851,000	3,680	地域社会の発展・繁栄に資するため。
ダイビル㈱	2,953,628	3,662	地域社会の発展・繁栄に資するため。
日新電機㈱	4,565,000	3,291	安定的な資材調達に資するため。
コスモ石油㈱	18,600,000	3,013	安定的な燃料調達に資するため。
阪急阪神ホールディングス㈱	3,432,054	2,550	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱NTTドコモ	1,029,300	2,146	地域社会の発展・繁栄に資するため。
東洋テック㈱	1,535,900	1,812	地域社会の発展・繁栄に資するため。
大和ハウス工業㈱	692,000	1,640	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱神戸製鋼所	6,967,000	1,546	地域社会の発展・繁栄に資するため。
岩谷産業㈱	1,795,000	1,414	地域社会の発展・繁栄に資するため。
イオン㈱	1,000,000	1,319	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱りそなホールディングス	2,057,600	1,227	安定的な資金調達に資するため。
東海旅客鉄道㈱	50,000	1,087	地域社会の発展・繁栄に資するため。
積水ハウス㈱	609,000	1,063	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱T&Dホールディングス	625,600	1,035	安定的な資金調達に資するため。
㈱日本製鋼所	2,006,000	1,013	安定的な資材調達に資するため。
サンヨーホームズ㈱	1,530,000	992	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱京都銀行	754,000	949	安定的な資金調達に資するため。
㈱南都銀行	2,052,855	856	安定的な資金調達に資するため。
朝日放送㈱	750,000	800	地域社会の発展・繁栄に資するため。
大崎電気工業㈱	1,000,000	791	安定的な資材調達に資するため。
西日本旅客鉄道㈱	120,000	756	地域社会の発展・繁栄に資するため。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	117	17	113	66
連結子会社	66	3	114	9
計	183	21	227	76

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社及び当社の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬を支払っている。

(当連結会計年度)

当社及び当社の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬を支払っている。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、送配電部門収支計算書に係る超過利潤等管理表に対する合意された手続業務及びグループ会計方針統一に関するコンサルタント業務である。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、送配電部門収支計算書に係る超過利潤等管理表に対する合意された手続業務、グループ会計方針統一に関するコンサルタント業務及び経営管理の仕組みに関するアドバイザリー業務である。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はない